

中部地方整備局からの情報提供

令和7年3月

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

R6.6.12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

6月～8月 地域発注者協議会、品確法の改正の趣旨説明会の開催
・地方公共団体・建設業団体に対し、品確法の改正の趣旨説明

R6.8.21 関係省庁連絡会議幹事会にて、改正骨子(案)を提示

8月26日～9月27日 運用指針改正骨子(案)への意見照会
・地方公共団体・建設業団体等に対し、運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

R6.10.23 関係省庁連絡会議にて、改正骨子(案)への意見照会結果を報告

10月～11月 地域発注者協議会の開催
・地方公共団体等に対し、運用指針改正(案)の説明

11月13日～12月3日 運用指針改正(案)への意見照会
・地方公共団体・建設業団体等に対し運用指針改正(案)に関する意見を収集・反映

R6.12.13 基本方針閣議決定**R7.2.3 関係省庁連絡会議にて、運用指針改正(案)の関係省庁申し合わせ**

■対象

○発注関係団体 1, 833 団体

関係省庁（20）、独立行政法人等（19）、
都道府県（47）、政令市（20）、市区町村（1, 727）

○建設業団体等 839 団体

■結果

①骨子案（令和6年8月26日～9月27日）

		提出団体数	意見数
合計		248	1,381
	発注関係団体	131	341
	建設業団体等	117	1,040

②本文案（令和6年11月13日～12月3日）

		提出団体数	意見数
合計		362	659
	発注関係団体	307	398
	建設業団体等	55	261

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2,3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)**
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2,6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

4. 公共工事等の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の構成

運用指針 令和6年度改正のポイント

品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

- ・担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
- ・地域建設業等の維持に向けた環境整備
- ・新技術の活用等による生産性向上
- ・公共工事等の発注体制の強化

全体の構成

※赤字箇所: 令和6年度改正による変更箇所

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

- 1 工事
 - 1-1 工事発注準備段階
 - 1-2 工事入札契約段階
 - 1-3 工事施工段階
 - 1-4 工事完成後
 - 1-5 その他
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 業務発注準備段階
 - 2-2 業務入札契約段階
 - 2-3 業務履行段階
 - 2-4 業務完了後
 - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
 - 3-1 発注体制の整備等
 - 3-2 発注者間の連携強化

III. 災害時における対応

- 1 工事
 - 1-1 災害時における入札契約方式の選定
 - 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 災害時における入札契約方式の選定
 - 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の災害復旧・復興に向けた取組
- 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
 - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 1-2 **公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した**入札契約方式の活用の例
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に**配慮した**入札契約方式の活用の例

V. 技術開発の推進及び新技術等の活用

VI. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 **担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組**
- 3 その他

I. 本指針の位置づけ

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

令和6年6月に品確法が改正され、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備、新技術等の活用等による生産性向上、公共工事等の発注体制の強化を図るための規定が盛り込まれたことから、本指針を見直した。

国は、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるよう「見える化」等を実施し、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう必要な助言を行う。

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

新技術の活用等による生産性向上

生産性の向上のため、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査、設計、施工、維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にするBIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

1 工事

1-1 工事発注準備段階

(地域の実情等を踏まえた発注) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、計画的に工事を発注を行う。

(適正な工期設定) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

工期の設定に当たっては、工期に関する基準に基づき、工事の内容、時間外労働規制の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。

(計画的な発注や施工時期の平準化) < 繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し > 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

施工時期の平準化の推進に当たっては、工事の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

1-2 工事入札段階

(施工技術を有する企業と地域の企業との連携) *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

一定の技術力を要する工事について、地域における担い手を将来的に確保するため、必要に応じて、発注者が契約の相手方に中小企業に対する工程管理や品質確保に係る専門的な知識や技術の普及を求めるなど、技術力を有する企業と地域の中小企業との連携及び技術的な協力等が図られるよう、発注又は契約の相手方の選定に際し必要な措置を講じ、地域の中小企業への技術の普及を図る。

1-3 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更) *担い手の確保のための働き方改革・処遇改善*

賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合に、発注者又は受注者からの請求により請負代金額の変更が可能となる条項(いわゆるスライド条項)を工事請負契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定する。

(公共工事に従事する者の労働環境の改善) *担い手の確保のための働き方改革・処遇改善*

他の産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休2日の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつ、その取組の質の向上に努めることが重要である。

1-4 工事完成後

(公共工事の目的物の適切な維持管理) *公共工事等の発注体制の強化 地域建設業等の維持に向けた環境整備*

地方公共団体において、維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携や同一の地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。

公共工事の目的物の維持管理として行われる除雪事業における持続的な除雪体制を確保するため、待機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算においてその実施に要する経費を適正に計上するよう努める。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

2 測量、調査及び設計業務

2-1 業務発注段階

(地域の実情等を踏まえた発注) *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を適切に設定し、業務の計画的な発注を行う。

(適正な履行期間の設定) *担い手の確保のための働き方改革・処遇改善*

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、自然条件、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

(計画的な発注や履行期間の平準化等) *<繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善*

履行期間の平準化の推進に当たっては、業務の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、履行期間の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

3 発注体制等の強化

3-1 発注体制の整備等

(外部からの支援体制の活用) *公共工事等の発注体制の強化*

国及び都道府県は、発注者の発注関係事務の実施を支援するため、自らの保有する研修機関において研修や講習会等を開催するとともに、民間団体等の研修機関の活用や産学官の専門家との連携を促すなど、発注者の技術力向上に資する機会を積極的に設けるよう努める。また、地方公共団体がより積極的に研修等を活用できるよう、支援体制の充実に努める。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

(保険料の積算への反映) *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社員員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて的確に積算に反映する。

(共同企業体等の活用) *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用するよう務める。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

(保険料の積算への反映) *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社員員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて的確に積算に反映する。

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

(被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用) *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者※を活用するよう努める。

※例えば、大規模災害発生時における公共土木施設等の被災又は変状等の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共土木施設等の整備・管理等についての経験を有し、被害状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者を登録する「防災エキスパート」制度の活用が考えられる。9

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

1 工事

1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(5)参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定の一人を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における建設業の担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、

・二十四時間体制での速やかな対応が求められている維持工事等

・高度な技術や特殊な設備が必要とされ、当該地域の特定の者以外にはその実施が困難であると想定される機械設備等の点検・修繕・更新等の工事

などであって、過去に当該地域の特定の一人しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす工事等での活用が想定される。

この場合、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

本方式の活用にあたっては、各発注者において会計法や地方自治法等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要である。

公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて一般競争に付し、総合評価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(4)参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

～(略)～

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、二十四時間体制での対応が求められている業務等において、過去に当該地域の特定の一人しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす業務等での活用が想定される。

～(略)～

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
 ※下線部は改正を行った箇所

V. 技術開発の推進及び新技術の活用

新技術の活用等による生産性向上

- 発注者は、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するにあたっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める。
- 発注者は、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるよう配慮する。
- 各発注者は、発注関係事務の実施にあたり、以下に示す事項や国の取組等について留意する。
- ・公共工事の品質は、新たな技術開発が行われ、その成果が実用化され、公共工事等において活用されるという一連のサイクルが継続的に行われることにより、将来にわたり確保されるものである。
- ・新技術は、適正に活用することにより建設現場にイノベーションをもたらし、生産性の向上や労働力不足等に対応するのみならず、品質や安全性の向上、ひいてはこれらを活用する現場技術者の技術力向上にも貢献し、また、その活用が更なる新技術の開発を促進するものである。
- ・これらを踏まえ、国は、公共工事等に関する技術の研究開発を推進する。
- ・国は、情報通信技術等の科学技術の急激な進展等に対応するため、公共工事等の技術的な基盤を支えるとともに、公共工事等の技術基準を定めるための技術研究開発及びオープンイノベーションの創出を促進する役割を担う国の研究機関の研究施設・設備の機能強化を図る。
- ・国は、新しく研究開発された技術の安全性や信頼性を評価・確認して技術基準を整備することで、技術の実用化や社会への適用・還元を促進する。
- ・国は、開発された優れた技術の活用を促進するため、NETIS(新技術情報提供システム)による新技術の情報提供や調達された技術の現場における評価など、公共工事等における新技術活用スキームを適切に運用する。
- ・国は、公共工事等に必要高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関する特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことができることとする等、適切に配慮する。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

VI. その他配慮すべき事項

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
地域建設業等の維持に向けた環境整備

1 受注者等の責務

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に規定する「受注者等の責務」を認識し、下記に示す内容等については特に留意する。

- 工事又は業務を適正に実施するために必要な技術的能力(新技術を活用する能力を含む。)の向上に努める。
- 外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材がその有する能力を発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施に努める。
- 災害協定に基づく災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結する。

2 担い手の中長期的な育成・確保に向けた取組

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

地域における公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保については、建設業界全体で取り組むべき喫緊の課題である。このため、発注者と受注者の双方は、これまで述べてきた公共工事の担い手確保に向けた本指針に記載の内容に積極的に取り組むほか、以下の国及び地方公共団体の取組についても留意する。

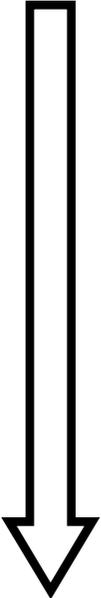
- 国及び地方公共団体は、職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要な措置の実施に努める。
- 国及び地方公共団体は、建設業者団体等との連携のもと、公共工事の品質確保や、担い手の活動の重要性について、国民の関心と理解が深まるよう、広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。特に災害時における活動に関しては、災害現場での活動状況を記録した写真等を、国や地方公共団体をはじめとする関係者のWebサイトやSNS等を活用して公開する等の取組に努める。

■本文案への主な意見

- 適切な工期設定の項目において、積雪寒冷地も考慮した記載としてほしい
- 公共工事に従事する者の労働環境の改善の項目における週休2日工事の取組について、学校施設など土日のみ工事が実施可能な現場もあるため、その点を考慮した記載としてほしい。
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努めるとあるが、特に災害時に地域の守り手として地域建設企業等が活動する姿を広報・啓発するための具体の方法を示してほしい。
- 総合的に最も価値の高い資材等の採用について、評価基準等を示してほしい。
- 運用指針の市町村への周知徹底をお願いしたい。
担当者のみならず首長へも周知されるよう工夫してほしい。

令和7年2月 運用指針 改定（関係省庁申合せ）

- 地方公共団体等へ運用指針の改定の周知
- 地方公共団体等へ相談窓口（地方整備局）の再周知



3月中 運用指針 解説資料 公表

- 地方公共団体等へ運用指針の解説資料の周知



令和7年4月 運用指針の運用開始

- 発注者協議会等にて引き続き周知・徹底を図る

取扱注意

年度		新・全国統一指標(現行) (取組年次: R2~R6)	第三次・全国統一指標 (取組年次: R7~R11)
令和5年	12月	令和4年度取組状況公表	
令和6年	10月		ブロック土木部長会議で意見交換
	11月		地域発注者協議会で意見交換
	12月	令和5年度取組状況公表	
令和7年	2月	品確法 運用指針の改定	
	4月		第三次・全国統一指標決定
	4月 ~		第三次・全国統一指標の基準値、目標値について、全国の地域発注者協議会で審議
	12月	令和6年度取組状況公表	第三次・全国統一指標の基準値・目標値の公表
令和8年	12月		令和7年度取組状況公表

取扱注意

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新・全国統一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。
- 第三次・担い手3法での改正内容や現行指標の進捗状況を踏まえて、新たな指標「第三次・全国統一指標」を設定する

新・全国統一指標(工事)

見直しを検討する指標案

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率 (地域ブロック単位・県域単位で公表)

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合 (地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。
 ※分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定している。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 (県域単位で公表)

※調査対象は、都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

新・全国統一指標(測量、調査及び設計(業務))

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 (県域単位で公表)

地域独自指標

……これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

取扱注意

①地域平準化率(施工時期の平準化)

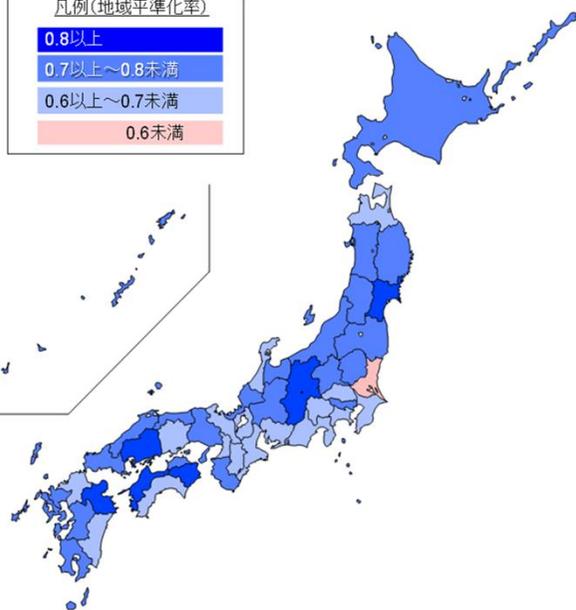
国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{4~6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率の実績値(R3)



■実績値(R2・R3)と目標値(R6)

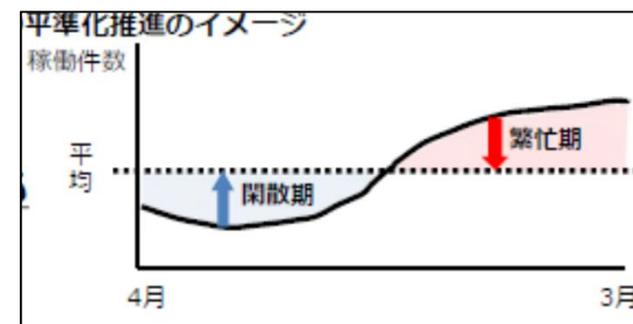
県域	地域平準化率			県域	地域平準化率			県域	地域平準化率		
	実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)		実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)		実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)
北海道	0.69	0.70	0.75	石川県	0.69	0.65	0.80	岡山県	0.71	0.69	0.90
青森県	0.63	0.66	0.75	福井県	0.68	0.73	0.76	広島県	0.76	0.81	0.90
岩手県	0.73	0.79	0.80	山梨県	0.73	0.67	0.70	山口県	0.75	0.74	0.90
宮城県	0.79	0.84	0.75	長野県	0.79	0.82	0.75	徳島県	0.65	0.80	0.90
秋田県	0.74	0.77	0.80	岐阜県	0.68	0.74	0.80	香川県	0.75	0.78	0.90
山形県	0.69	0.79	0.75	静岡県	0.64	0.66	0.80	愛媛県	0.77	0.80	0.90
福島県	0.71	0.76	0.75	愛知県	0.60	0.61	0.80	高知県	0.68	0.67	0.90
茨城県	0.63	0.59	0.70	三重県	0.63	0.61	0.80	福岡県	0.66	0.66	0.80
栃木県	0.73	0.70	0.70	滋賀県	0.61	0.65	0.74	佐賀県	0.76	0.75	0.80
群馬県	0.73	0.73	0.70	京都府	0.68	0.66	0.77	長崎県	0.63	0.71	0.80
埼玉県	0.62	0.63	0.70	大阪府	0.63	0.67	0.73	熊本県	0.74	0.77	0.80
千葉県	0.62	0.62	0.70	兵庫県	0.70	0.75	0.82	大分県	0.73	0.82	0.80
東京都	0.74	0.75	0.80	奈良県	0.59	0.66	0.81	宮崎県	0.62	0.69	0.80
神奈川県	0.63	0.67	0.70	和歌山県	0.67	0.73	0.78	鹿児島県	0.71	0.73	0.80
新潟県	0.77	0.76	0.80	鳥取県	0.73	0.71	0.90	沖縄県	0.67	0.72	0.80
富山県	0.74	0.75	0.80	島根県	0.68	0.73	0.90	全国	0.69	0.71	—

現行指標の取組状況・課題
・繁忙期(第4四半期)の改善状況が不明瞭



見直しの方向性(案)

・閑散期(第1四半期)に加え、繁忙期の(第4四半期)の工事件数についても指標化



- 平準化率とは、通常閑散期である4～6月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標
- ピークカット指標とは、通常繁忙期である1～3月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

工事名と工期	工期													
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度
い工事：前年度11/3～9/26	←	→												
ろ工事：6/5～1/13			←	→										
は工事：9/17～3/28							←	→						
に工事：1/21～翌年度5/25											←	→		
※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）														
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	3件	3件	2件	
年度全体の月平均工事稼働数		24÷12												
4-6月期の月平均工事稼働数		4÷3												
1-3月期の月平均工事稼働数												8÷3		

平準化率の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 4～6月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記青枠内の「4～6月期の月平均工事稼働数」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（緑枠内の「年度全体の月平均工事稼働数」）を算出
- ④ 「4～6月期の月平均工事稼働数」を「年度全体の月平均工事稼働数」を割ることで平準化率を算出

$$\left[\frac{\text{4～6月期の月平均工事稼働数}}{\text{年度全体の月平均工事稼働数}} = \frac{4 \div 3}{24 \div 12} = 0.67 \right]$$

ピークカット指標の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 1～3月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記赤枠内の「1～3月期の月平均工事稼働数」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（緑枠内の「年度全体の月平均工事稼働数」）を算出
- ④ 「1～3月期の月平均工事稼働数」を「年度全体の月平均工事稼働数」を割ることでピークカット率を算出

$$\left[\frac{\text{1～3月期の月平均工事稼働数}}{\text{年度全体の月平均工事稼働数}} = \frac{8 \div 3}{24 \div 12} = 1.33 \right]$$

→ 平準化率・ピークカット指標の双方を1.00に近づけていく必要 ←

参考：都道府県におけるR4工事実績に基づいたピークカット指標

取扱注意

- 平準化率と新指標であるピークカット指標の都道府県ごとの計算結果は下記の通り。
- 既存の指標と比較をしつつ、**両方の数値がどちらも1.00に近づく**ような発注の平準化を図る必要がある。

都道府県	平準化率	ピークカット指標	都道府県	平準化率	ピークカット指標	都道府県	平準化率	ピークカット指標
北海道	0.68	1.01	新潟県	0.88	0.92	岡山県	0.79	1.12
青森県	0.73	1.02	富山県	0.82	0.95	広島県	0.83	1.14
岩手県	0.83	1.03	石川県	0.70	1.03	山口県	0.83	1.10
宮城県	0.92	1.08	岐阜県	0.93	1.05	徳島県	0.73	1.16
秋田県	0.88	0.95	静岡県	0.68	1.22	香川県	0.87	1.09
山形県	0.87	0.91	愛知県	0.74	1.16	愛媛県	0.80	1.06
福島県	0.85	0.96	三重県	0.75	1.17	高知県	0.65	1.19
茨城県	0.76	1.12	福井県	0.76	1.08	福岡県	0.78	1.19
栃木県	0.80	1.20	滋賀県	0.80	1.14	佐賀県	0.78	1.09
群馬県	0.77	1.16	京都府	0.75	1.15	長崎県	0.75	1.10
埼玉県	0.80	1.13	大阪府	0.81	1.12	熊本県	0.84	1.10
千葉県	0.69	1.19	兵庫県	0.92	1.11	大分県	0.83	1.17
東京都	0.85	1.09	奈良県	0.73	1.32	宮崎県	0.74	1.11
神奈川県	0.77	1.26	和歌山県	0.87	0.99	鹿児島県	0.81	1.07
山梨県	0.82	1.12	鳥取県	0.83	1.01	沖縄県	0.78	1.13
長野県	0.86	1.07	島根県	0.79	1.06			

取扱注意

第三次・全国統一指標(案)「週休2日対象工事の実施状況」

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ ※**県域単位**:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義(全工事件数)から見直しを行っている。

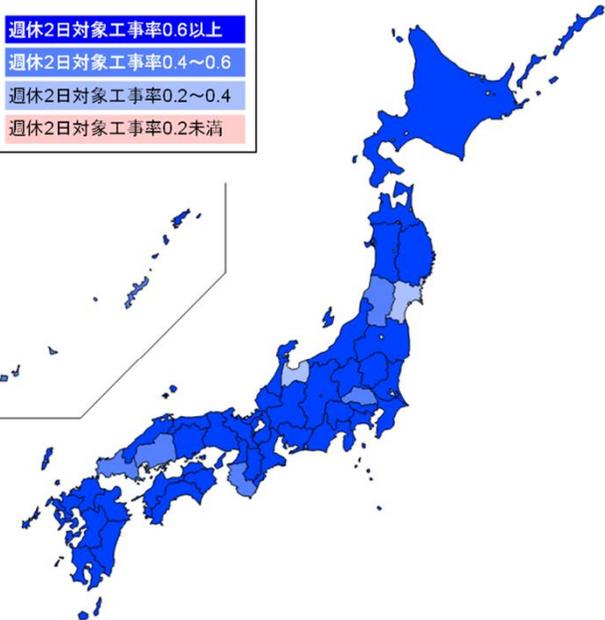
週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事率の実績値(R3)

凡例(週休2日対象工事率)

- 週休2日対象工事率0.6以上
- 週休2日対象工事率0.4~0.6
- 週休2日対象工事率0.2~0.4
- 週休2日対象工事率0.2未満



■実績値(R2,R3)と目標値(R6)

県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率		
	実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)		実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)		実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)
北海道	0.75	0.84	1.00	石川県	0.99	1.00	1.00	岡山県	0.76	0.81	1.00
青森県	1.00	1.00	0.80	福井県	1.00	1.00	1.00	広島県	1.00	0.56	1.00
岩手県	1.00	1.00	0.70	山梨県	0.58	0.86	1.00	山口県	0.27	0.54	1.00
宮城県	0.03	0.36	0.70	長野県	1.00	1.00	1.00	徳島県	0.53	0.81	1.00
秋田県	0.71	1.00	0.80	岐阜県	0.86	1.00	1.00	香川県	1.00	1.00	1.00
山形県	0.13	0.56	0.80	静岡県	0.88	0.85	1.00	愛媛県	0.75	0.90	1.00
福島県	1.00	1.00	0.80	愛知県	0.76	0.78	1.00	高知県	0.37	1.00	1.00
茨城県	0.59	0.90	1.00	三重県	0.53	1.00	1.00	福岡県	0.30	0.81	1.00
栃木県	0.76	1.00	1.00	滋賀県	1.00	1.00	1.00	佐賀県	1.00	1.00	1.00
群馬県	0.26	0.84	1.00	京都府	0.52	0.75	1.00	長崎県	1.00	1.00	1.00
埼玉県	0.23	0.48	1.00	大阪府	0.78	0.73	1.00	熊本県	0.65	0.75	1.00
千葉県	0.32	0.86	1.00	兵庫県	0.98	0.87	1.00	大分県	1.00	1.00	1.00
東京都	0.77	1.00	1.00	奈良県	1.00	1.00	1.00	宮崎県	1.00	1.00	1.00
神奈川県	0.21	0.80	1.00	和歌山県	0.31	0.59	1.00	鹿児島県	0.73	0.76	1.00
新潟県	0.61	0.80	1.00	鳥取県	1.00	0.68	1.00	沖縄県	0.48	0.49	1.00
富山県	0.26	0.38	1.00	島根県	1.00	0.61	1.00	全国	0.62	0.81	—

分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定。

現行指標の取組状況・課題

- ・取組目標が公告件数であり、実際の週休2日の達成状況ではない(実績は次ページ)。
- ・R6年度で目標達成を予定



見直しの方向性(案)

- ・週休2日の達成状況へ見直し

検討課題

- ・国はR5末時点で、週休2日は達成済。月単位の週休2日や完全土日週休2日を目標とするか否か

参考:品確法

第二十七条
 2 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。
 3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

令和5年度における週休2日の取組状況(都道府県・指定都市)

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和5年度における週休2日達成率について集計

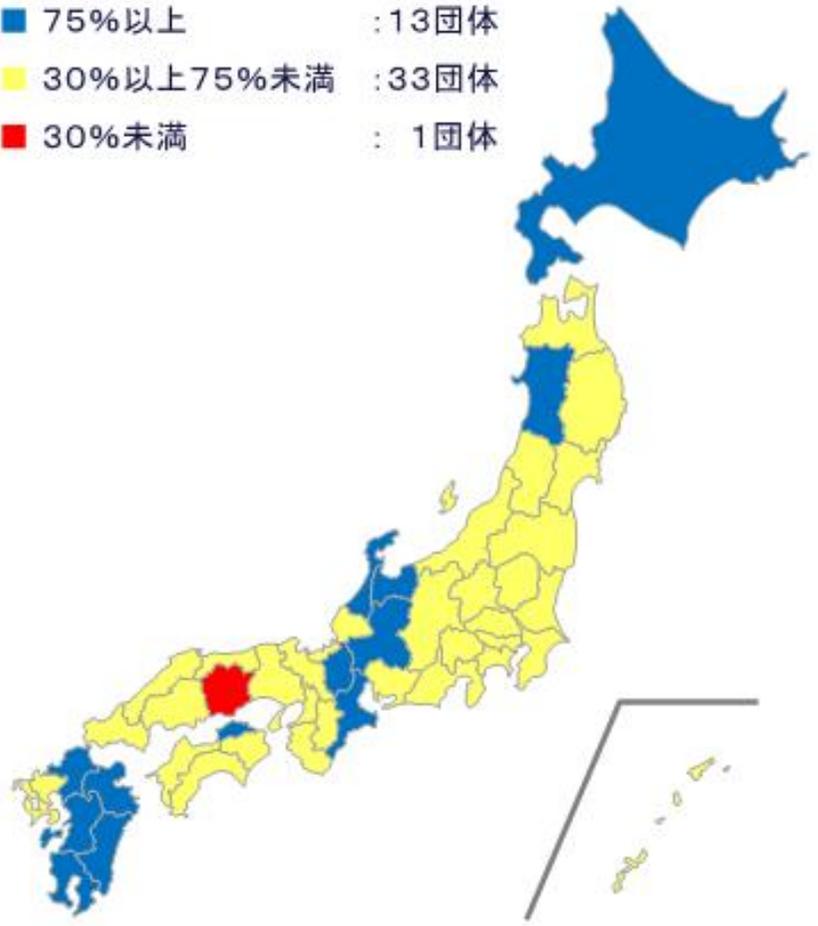
・週休2日達成率 = $\frac{4週8休達成件数}{令和5年度工事完了件数}$

<定義>

- ・対象期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- ・対象部局 : 土木部局、建築部局、農林部局
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和5年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和5年度週休2日達成率(都道府県)

- 75%以上 : 13団体
- 30%以上75%未満 : 33団体
- 30%未満 : 1団体



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	94.8%	新潟県	71.8%	岡山県	28.6%
青森県	64.7%	富山県	78.3%	広島県	36.5%
岩手県	51.0%	石川県	90.8%	山口県	50.1%
宮城県	32.2%	岐阜県	80.4%	徳島県	36.9%
秋田県	95.5%	静岡県	67.5%	香川県	77.2%
山形県	50.6%	愛知県	47.3%	愛媛県	30.1%
福島県	52.7%	三重県	87.9%	高知県	50.8%
茨城県	35.7%	福井県	66.6%	福岡県	91.9%
栃木県	62.8%	滋賀県	88.8%	佐賀県	74.6%
群馬県	34.8%	京都府	57.8%	長崎県	74.2%
埼玉県	59.9%	大阪府	65.8%	熊本県	82.5%
千葉県	64.3%	兵庫県	46.0%	大分県	82.2%
東京都	49.9%	奈良県	67.6%	宮崎県	87.3%
神奈川県	65.6%	和歌山県	30.2%	鹿児島県	87.9%
山梨県	74.5%	鳥取県	59.1%	沖縄県	50.9%
長野県	73.8%	島根県	71.3%	全国平均	63.4%

指定都市	達成率
札幌市	78.6%
仙台市	48.1%
さいたま市	41.5%
千葉市	51.9%
横浜市	22.8%
川崎市	68.8%
相模原市	38.9%
新潟市	51.5%
静岡市	79.0%
浜松市	63.4%
名古屋市	37.9%
京都市	81.0%
大阪市	51.4%
堺市	18.5%
神戸市	70.4%
岡山市	26.9%
広島市	35.4%
北九州市	59.9%
福岡市	51.1%
熊本市	35.0%

(都道府県の全国平均は単純平均にて算出)

中部独自指標について(案)

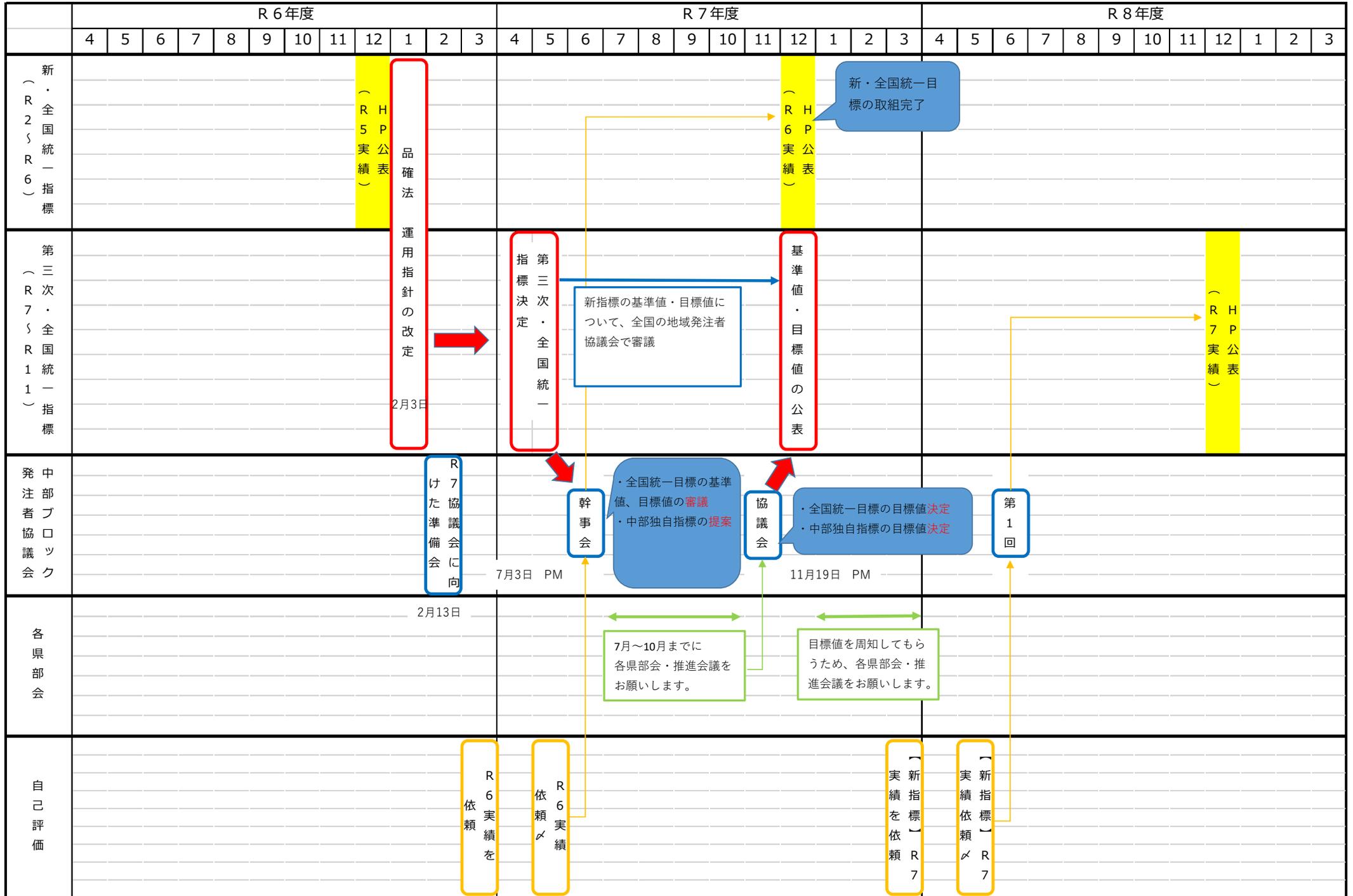
- 新たな指標【第三次・全国統一指標】+【中部独自指標】を設定。
- 中部独自指標は、キーワード「生産性の向上」とし、建設現場で働く一人あたりの生産量や付加価値を向上し、インフラを守り続ける。
- 建設ICTの導入状況【継続】、受発注者間の情報の共有状況(工事)【継続】、受発注者間の情報の共有状況(業務)【新規】の3つを提案

現在の取組指標 (R2～R6)

運用指針	【工事】指標	目標値 (R6)	運用指針	【業務】指標	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	① 最新の積算基準の適用状況等	100%	必ず実施すべき事項	① 最新の積算基準の適用状況等	100%
	② 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 <small>設定した入札件数 年度の発注工事件数</small>	1.00		② 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 <small>設定した入札件数 年度の発注工事件数</small>	1.00
	③ 平準化率 <small>4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数</small>	0.80		③ 平準化率 <small>第4四半期[1～3月]に完了する業務件数 年度の業務稼働件数</small>	0.40 以下
	④ 適正な工期設定	100%		④ 適正な履行期間の設定	100%
	⑤ 週休2日工事の実施状況 <small>※市町村を除く 週休2日対象工事件数 全工事件数</small>	1.00		⑤ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
	⑥ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%		⑥ 総合評価落札方式の導入状況	100%
実施に努める事項	⑦ 建設ICTの導入状況	100%			
	⑧ 受発注者間の工事情報の共有状況	100%			
	⑨ 総合評価落札方式の導入状況	100%			

※赤字は全国統一指標

中部ブロック発注者協議会 第三次・全国統一指標を加味したスケジュール(案)



■令和6年度は最終年度です。推進された各種取組 (P.22) の総まとめをお願いいたします。

※赤字は全国指標(令和7年度以降も継続します)

○低入札価格調査基準、最低制限価格の設定(工事、業務) P.25～27

- ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定を推進 (工事規模の大小に寄らず)
- ・最新の中央公契連モデルの適用を推進
- ・適用の統一

国・特殊法人等・県・指定都市 : 予定価格250万円を超える工事、予定価格100万円を超える業務
市町村 : 予定価格130万円を超える工事、予定価格50万円を超える業務

○平準化の推進(工事、業務) ※令和6年度、中部ブロックはワースト1(工事) P.28～33

- ・各自治体で以下を確実に取り組んでほしい
 - ☆発注タイミングを少しでも前倒しする調整を P.30
 - ☆令和7年度の発注状況の見える化(各部署の発注計画を集約し、組織全体で共有)し、平準化率の算定 P.31～32
- ・発注業務や工事監督等に手が足りない場合、発注者支援機関の活用を P.33

○週休2日工事の推進(工事) P.34～36

- ・労働者の健康確保やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のためにも週休2日導入を推進
- ・県・政令市の取組はほぼ達成したため、次は市町村への取組を広げることが促進

■その他

- ・R6 自己評価の実施をお願いします。(後日依頼予定)

【工事】③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(県域単位※)

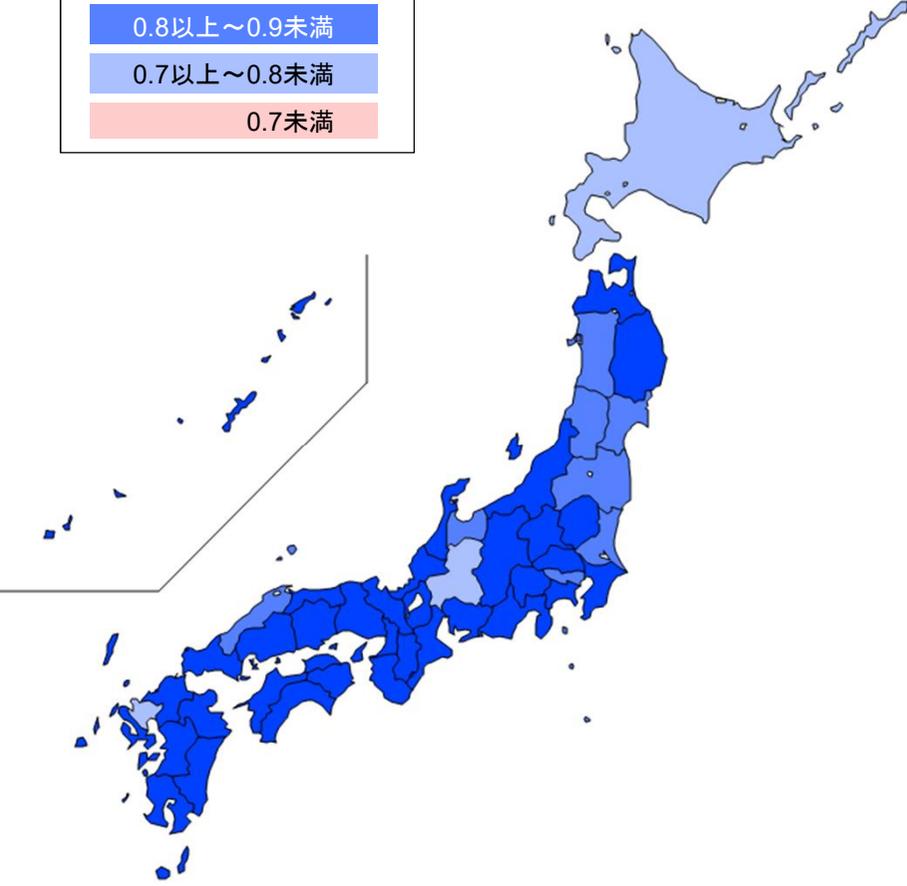
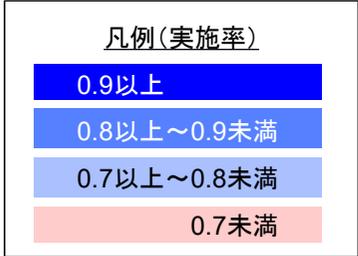
R6.12.20 本省記者発表資料

実施率(件数) =
$$\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した件数}}{\text{年度の工事契約件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

年度の工事契約件数:当該年度において契約した工事の件数(随意契約を除く)
 対象金額:都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の基準値(R5) ■実績値(R4、R5)と目標値(R6)



県域	実施率			県域	実施率			県域	実施率		
	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)
北海道	0.72	0.76	0.90	石川県	1.00	1.00	1.00	岡山県	1.00	1.00	1.00
青森県	0.96	0.97	1.00	福井県	0.97	0.96	1.00	広島県	1.00	1.00	1.00
岩手県	0.93	0.92	1.00	山梨県	0.93	1.00	1.00	山口県	0.98	0.98	1.00
宮城県	0.87	0.85	1.00	長野県	0.87	0.90	1.00	徳島県	0.99	0.99	1.00
秋田県	0.89	0.89	1.00	岐阜県	0.78	0.78	1.00	香川県	0.95	0.98	1.00
山形県	0.83	0.84	1.00	静岡県	0.94	0.95	1.00	愛媛県	1.00	0.99	1.00
福島県	0.85	0.88	1.00	愛知県	0.93	0.94	1.00	高知県	0.99	0.99	1.00
茨城県	0.79	0.83	1.00	三重県	0.96	0.98	1.00	福岡県	0.95	0.96	1.00
栃木県	0.96	0.96	1.00	滋賀県	1.00	1.00	1.00	佐賀県	0.78	0.78	1.00
群馬県	0.95	0.96	1.00	京都府	0.98	0.98	1.00	長崎県	0.99	0.99	1.00
埼玉県	0.90	0.93	1.00	大阪府	0.98	0.98	1.00	熊本県	0.95	0.97	1.00
千葉県	0.91	0.93	1.00	兵庫県	0.94	0.96	1.00	大分県	1.00	1.00	1.00
東京都	0.86	0.86	1.00	奈良県	0.93	0.92	1.00	宮崎県	0.99	0.99	1.00
神奈川県	0.97	0.97	1.00	和歌山県	0.97	0.97	1.00	鹿児島県	0.96	0.99	1.00
新潟県	0.93	0.93	1.00	鳥取県	0.90	0.93	1.00	沖縄県	0.95	0.93	1.00
富山県	0.83	0.87	1.00	島根県	0.91	0.89	1.00	全国	0.92	0.93	—

【業務】②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(県域[政令市]単位※)

R6.12.20 本省記者発表資料

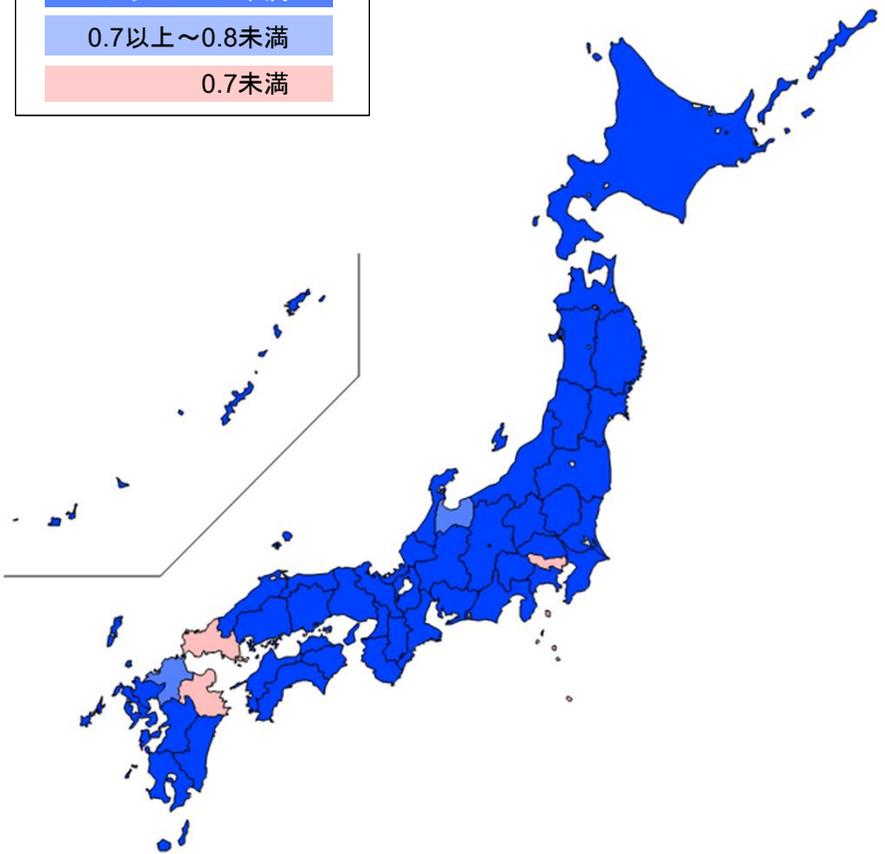
工事と同様に、次回から市町村発注も対象となります

$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した件数}}{\text{年度の業務契約件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

対象業務:土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント
 対象金額:都道府県・政令市は100万円を超える業務(随契除く)、市町村は50万円を超える業務(随契除く)

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の基準値(R5) ■実績値(R4,R5)と目標値(R6)



県域	実施率			県域	実施率			県域	実施率		
	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)
北海道	1.00	1.00	1.00	石川県	1.00	1.00	1.00	岡山県	1.00	1.00	1.00
青森県	1.00	1.00	1.00	福井県	1.00	1.00	1.00	広島県	1.00	1.00	1.00
岩手県	1.00	1.00	1.00	山梨県	0.96	0.98	1.00	山口県	0.53	0.53	1.00
宮城県	1.00	1.00	1.00	長野県	1.00	1.00	1.00	徳島県	1.00	1.00	1.00
秋田県	1.00	1.00	1.00	岐阜県	1.00	1.00	1.00	香川県	1.00	1.00	1.00
山形県	1.00	1.00	1.00	静岡県	0.98	0.98	1.00	愛媛県	0.92	1.00	1.00
福島県	1.00	1.00	1.00	愛知県	0.99	0.99	1.00	高知県	1.00	1.00	1.00
茨城県	1.00	1.00	1.00	三重県	1.00	1.00	1.00	福岡県	0.86	0.88	1.00
栃木県	1.00	1.00	1.00	滋賀県	1.00	1.00	1.00	佐賀県	1.00	1.00	1.00
群馬県	1.00	0.98	1.00	京都府	1.00	1.00	1.00	長崎県	1.00	1.00	1.00
埼玉県	1.00	1.00	1.00	大阪府	1.00	1.00	1.00	熊本県	1.00	1.00	1.00
千葉県	1.00	1.00	1.00	兵庫県	1.00	1.00	1.00	大分県	0.04	0.05	1.00
東京都	0.06	0.19	1.00	奈良県	1.00	1.00	1.00	宮崎県	1.00	1.00	1.00
神奈川県	0.97	0.97	1.00	和歌山県	1.00	1.00	1.00	鹿児島県	1.00	1.00	1.00
新潟県	1.00	1.00	1.00	鳥取県	1.00	1.00	1.00	沖縄県	0.97	0.97	1.00
富山県	0.86	0.86	1.00	島根県	0.94	0.99	1.00	全国	0.94	0.94	—

■アンケート、ヒアリング結果

- 地整内で、制度未整備の自治体は無い。低入札価格調査基準又は最低制限価格のいずれかは導入されている。
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の算定式は、中央公契連モデルを適用せず、独自で算出している機関もある。
- 適用工事の考え方は機関により異なる。（例：予定価格●万円以上で実施、総合評価落札方式で実施 等）

■今後の方針

- **低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定の必要性の再確認**
工事の品質確保、労働環境の確保は工事規模の大小にかかわらず重要事項「過去(H26)より一貫」
>>適正な労働賃金、品質、安全確保にかかる費用のカットは長期的にみても割高になる。
(手抜き工事による施設寿命の減少、手直しの増大、工事中の事故の発生等)
- **最新の中央公契連モデルの適用を推進**
発注者の違い、工事の大小に関わらず、基準は統一していく（地域差、機関毎による考え方の違いをなくす）
暫定的に、独自モデルを採用する場合は、根拠を整理
R4モデル導入(都道府県9割、市町村半数以上)
- **適用工事の考え方を統一していく(全国统一)**
「国・特殊法人等・県・指定都市」については、予定価格250万円を超える工事の件数
「市町村」については、予定価格130万円を超える工事の件数

【工事】①地域平準化率(地域ブロック単位※)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■地域平準化率の実績値(R5)



■実績値(R4・R5)と目標値(R6)

地域ブロック	地域平準化率			対象範囲
	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)	
北海道	0.72	0.74	0.80	北海道
東北	0.73	0.73	0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.71	0.72	0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.75	0.77	0.80	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	0.69	0.80	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.71	0.71	0.78	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.75	0.74	0.90	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.73	0.74	0.90	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.71	0.71	0.80	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.76	0.78	0.80	沖縄県
全国	0.72	0.72	—	—

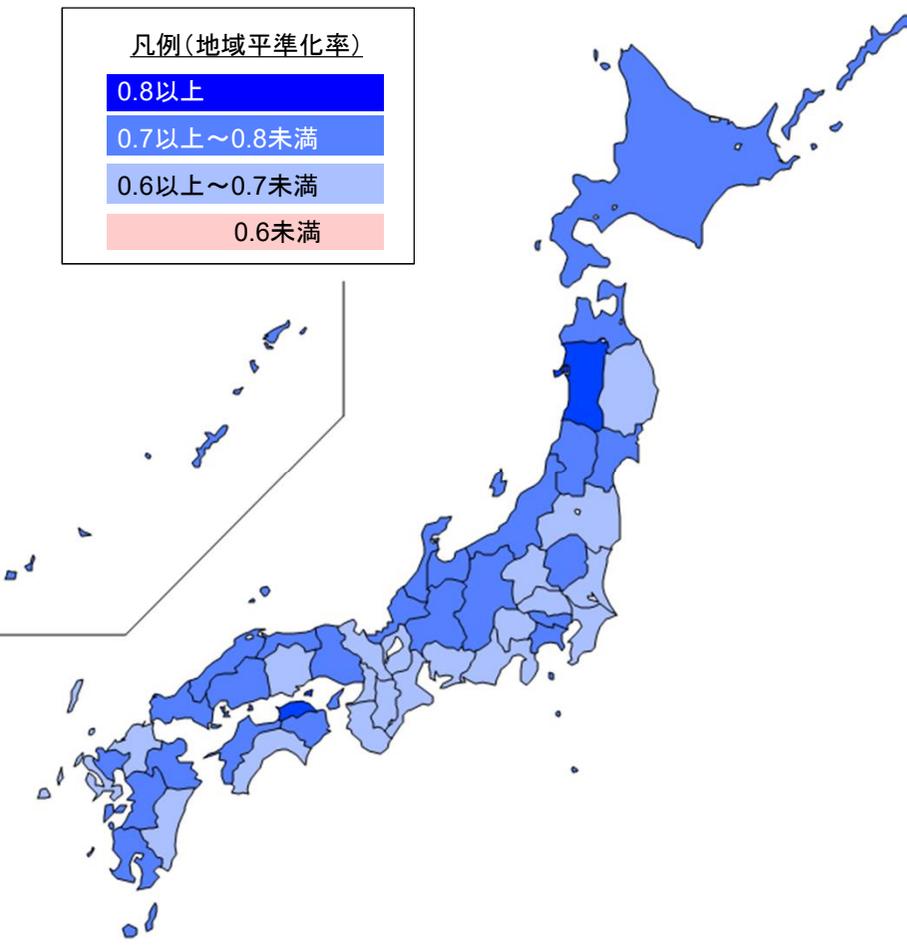
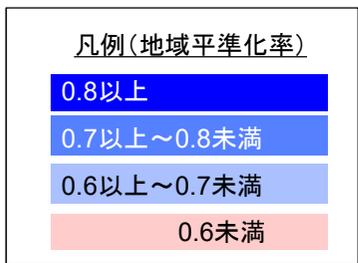
【工事】①地域平準化率(県域単位※)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{4~6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率の実績値(R5)



■実績値(R4・R5)と目標値(R6)

県域	地域平準化率			県域	地域平準化率			県域	地域平準化率		
	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)
北海道	0.68	0.70	0.75	石川県	0.64	0.72	0.80	岡山県	0.73	0.68	0.90
青森県	0.65	0.70	0.75	福井県	0.68	0.74	0.76	広島県	0.75	0.77	0.90
岩手県	0.64	0.69	0.80	山梨県	0.68	0.67	0.70	山口県	0.72	0.70	0.90
宮城県	0.75	0.74	0.75	長野県	0.75	0.75	0.75	徳島県	0.70	0.74	0.90
秋田県	0.78	0.81	0.80	岐阜県	0.75	0.73	0.80	香川県	0.76	0.81	0.90
山形県	0.71	0.76	0.75	静岡県	0.64	0.68	0.80	愛媛県	0.75	0.72	0.90
福島県	0.71	0.62	0.75	愛知県	0.62	0.64	0.80	高知県	0.65	0.67	0.90
茨城県	0.62	0.64	0.70	三重県	0.63	0.63	0.80	福岡県	0.67	0.63	0.80
栃木県	0.68	0.72	0.70	滋賀県	0.65	0.66	0.74	佐賀県	0.73	0.75	0.80
群馬県	0.67	0.68	0.70	京都府	0.66	0.68	0.77	長崎県	0.67	0.66	0.80
埼玉県	0.65	0.68	0.70	大阪府	0.68	0.67	0.73	熊本県	0.75	0.74	0.80
千葉県	0.65	0.64	0.70	兵庫県	0.75	0.72	0.82	大分県	0.73	0.77	0.80
東京都	0.75	0.75	0.80	奈良県	0.62	0.62	0.81	宮崎県	0.64	0.68	0.80
神奈川県	0.68	0.71	0.70	和歌山県	0.75	0.69	0.78	鹿児島県	0.69	0.73	0.80
新潟県	0.77	0.78	0.80	鳥取県	0.80	0.70	0.90	沖縄県	0.72	0.75	0.80
富山県	0.73	0.73	0.80	島根県	0.72	0.74	0.90	全国	0.70	0.70	—

R7年度以降も継続されます

- 令和7年度の平準化率をあげるには、令和7年4月～6月の稼働工事を増やす必要がある。

令和6年度末の取り組みが、令和7年度目標達成につながる

- 令和6年度残工事の発注スケジュールの調整
 - 令和6年度工事の繰越手続（必要な場合）
- 令和7年度工事の発注スケジュールの調整
 - 発注スケジュールの調整
 - 令和7年度工事の早期発注準備

○ 何をすればよいのか？

>> 平準化は年間を通して満遍なく工事が稼働している環境を創ること

①今年度末から来年度末までの 発注工事を 把握します。

- ・ 所属自治体の次年度予定工事について、発注時期と工期を各発注課より入手

② ①を合体させ平準化率を算出。(合体した段階で当該年度の平準化率が判明します。)

(三重県、静岡県等で平準化算定ツールを整備しておられる自治体もあります。)

③-1 平準化率が0.8をクリアしているなら

>> スケジュールどおりに発注できているかを都度 監視※1していく。

③-2 平準化率が0.8を下回っているなら

>> 各発注課の発注スケジュールで前倒しできるところがないか調整※1していく。

その後、スケジュールどおりに発注できているかを監視※1していく。

- ・ ※1 各発注課を定期的に集め発注調整会議(仮称)を設け発注状況の確認をしていく。

■ POINT

- ・ ①の段階で、各発注課が持ち寄る工事計画が、平準化率0.8をクリアしている状態で持ってきてもらうのが最良と思われる。
- ・ ③の発注調整には、上層部まで入ってもらい組織全体の取り組みとして各部に認識してもらうのが良いと思われる。のちの議会説明や繰り越し手続き、0債務を取得するにもスムーズなのではないかと思う。
- ・ 500万円以上の工事を主に見ていくことが数値を上げる視点となる。

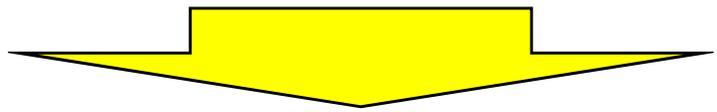
①

〇〇課	繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	繰越
〇〇工事														
△△工事														
◆◆工事														
□□工事														

□□課	繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	繰越
〇〇工事														
△△工事														
◆◆工事														
□□工事														

☆☆課	繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	繰越
〇〇工事														
△△工事														
◆◆工事				3										
□□工事														

③-2 0.8を下回る場合、このような発注の前倒しが出来ないか調整をしていく。



各課の発注予定を合体！！

② 平準化算出
(①を合体)

	繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	繰越
〇〇課		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	
〇〇工事														
△△工事														
◆◆工事														
□□工事														
□□課		2	2	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	
〇〇工事														
△△工事														
◆◆工事														
□□工事														
★★課		2	3	2	4	4	3	2	2					
〇〇工事														
△△工事														
◆◆工事				3										
□□工事														
工事稼働件数		6	7	6	8	9	8	7	7	7	6	4	2	

月毎の工事の稼働本数を算出

③-1 スケジュールどおりに発注が進んでいるのか都度確認していく。

月毎の全体の工事稼働本数を算出

平均工事稼働件数(4-6月) 6.33
平均工事稼働件数(12か月) 6.4
平準化率 0.987

6.4
0.987

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第21条第1項及び第4項の定めに基づき、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者（発注者支援機関）を活用しようとする場合において、地方公共団体の支援である「発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の『適切な評価』」を行うため、公共工事発注者支援機関評価制度を設立

【支援対象業務】

「積算」、「監督・検査」、「工事成績評定」、「技術提案の審査」

■支援機関 [土木]

(公財) 岐阜県建設研究センター
(公財) 愛知県都市整備協会
(公財) 三重県建設技術センター
(一社) 中部地域づくり協会
(一社) ふじのくにづくり支援センター

■支援機関 [建築]

(公財) 岐阜県建設研究センター
(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター
愛知県住宅供給公社
(公財) 三重県建設技術センター
(一社) 中部地域づくり協会

【工事】 週休2日

○建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要です。

○また、建設業は令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されたことから、働き易い職場環境づくりは急務になっています。

若者が建設業に就職・定着しない主な理由

【収入・福利面】

- 収入の低さ
- 社会保険等の未整備

【働くことへの希望、将来への不安】

- 職業イメージの悪さ
- 仕事量の減少への不安

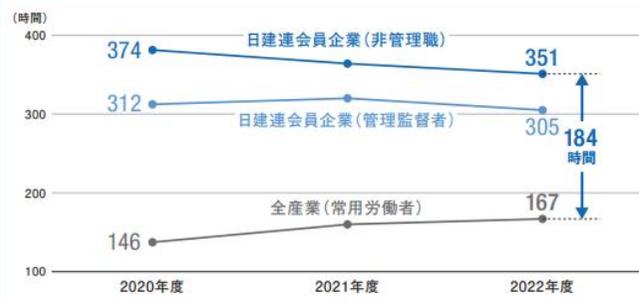
【休日確保や労働環境】

- 仕事のきつさ
- 休日の少なさ**
- 作業環境の厳しさ**

2002年4月～公立学校の多くで毎週土曜日が休校日となり、若い世代は、土日休みが当たり前の環境で育っている。

※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

時間外労働時間



平均時間外労働時間

全産業
167時間

日建連会員企業(非管理職)
351時間

2022年度の調査では、時間外労働時間の全産業平均167時間に対して、日建連会員企業社員の非管理職は351時間、管理職は305時間と、約2倍もの時間外労働を行っています。

時間外労働上限規制の2022年時点での達成状況

時間外労働上限規制と同等の条件の達成状況

達成状況	非管理職		合計	管理監督者	合計
	上限規制内	上限規制超過			
達成率	30,827人 40.9%	44,536人 59.1%	75,363人 100.0%	46,986人	122,349人

有効回答者数 81社

特別条項適用時の上限規制と同等の条件の達成状況

達成状況	非管理職		合計	管理監督者	合計
	上限規制内	上限規制超過			
達成率	55,069人 77.3%	16,153人 22.7%	71,222人 100.0%	44,779人	116,001人

有効回答者数 72社

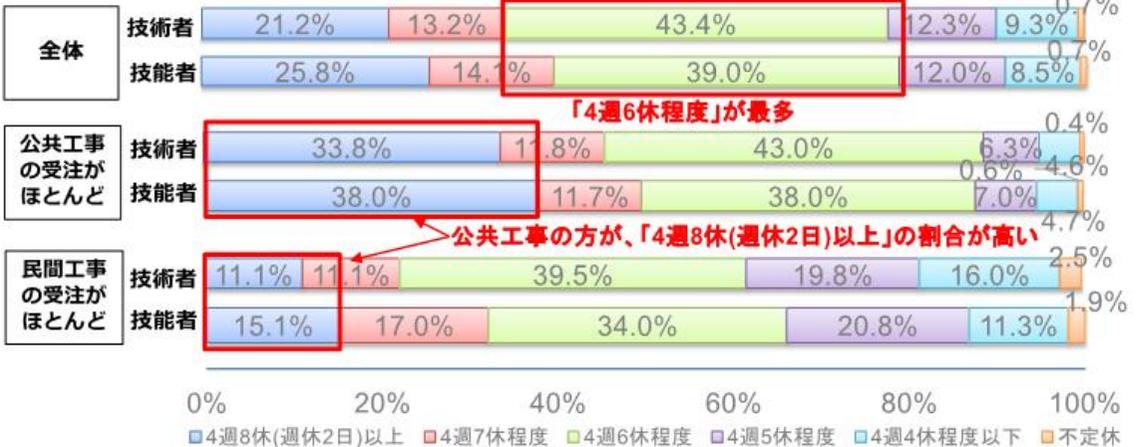
上限規制超過 59.1%

特別条項超過 22.7%

2024年度から適用される残業時間の上限規制。その上限規制について、現時点での達成状況をみると、会員企業の非管理職の上限規制超過は59.1%、特別条項適用時でも22.7%にも上ります。

※日建連リーフレット「建設業の担い手、働き方の現状」より

建設業における平均的な休日の取得状況



※ 出典:国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和6年8月6日公表)

【工事】②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(県域[政令市]単位※)

R6.12.20 本省記者発表資料

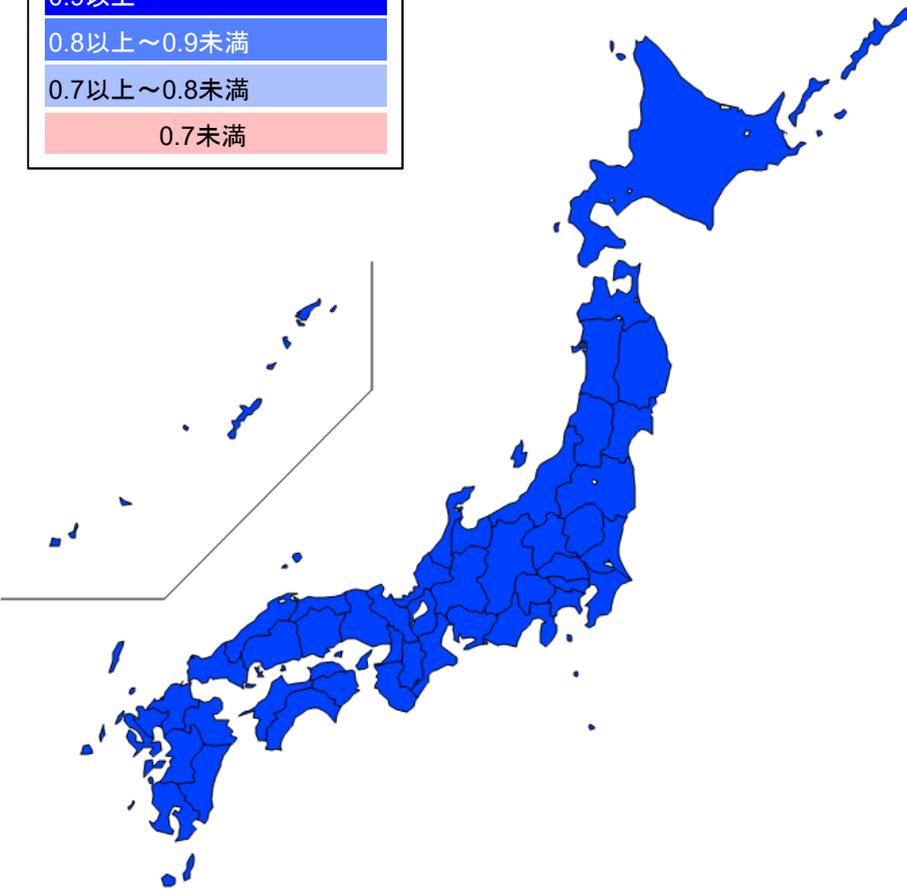
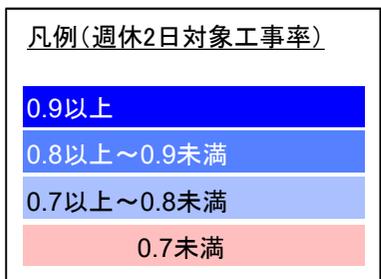
週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ ※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事率の実績値(R5)



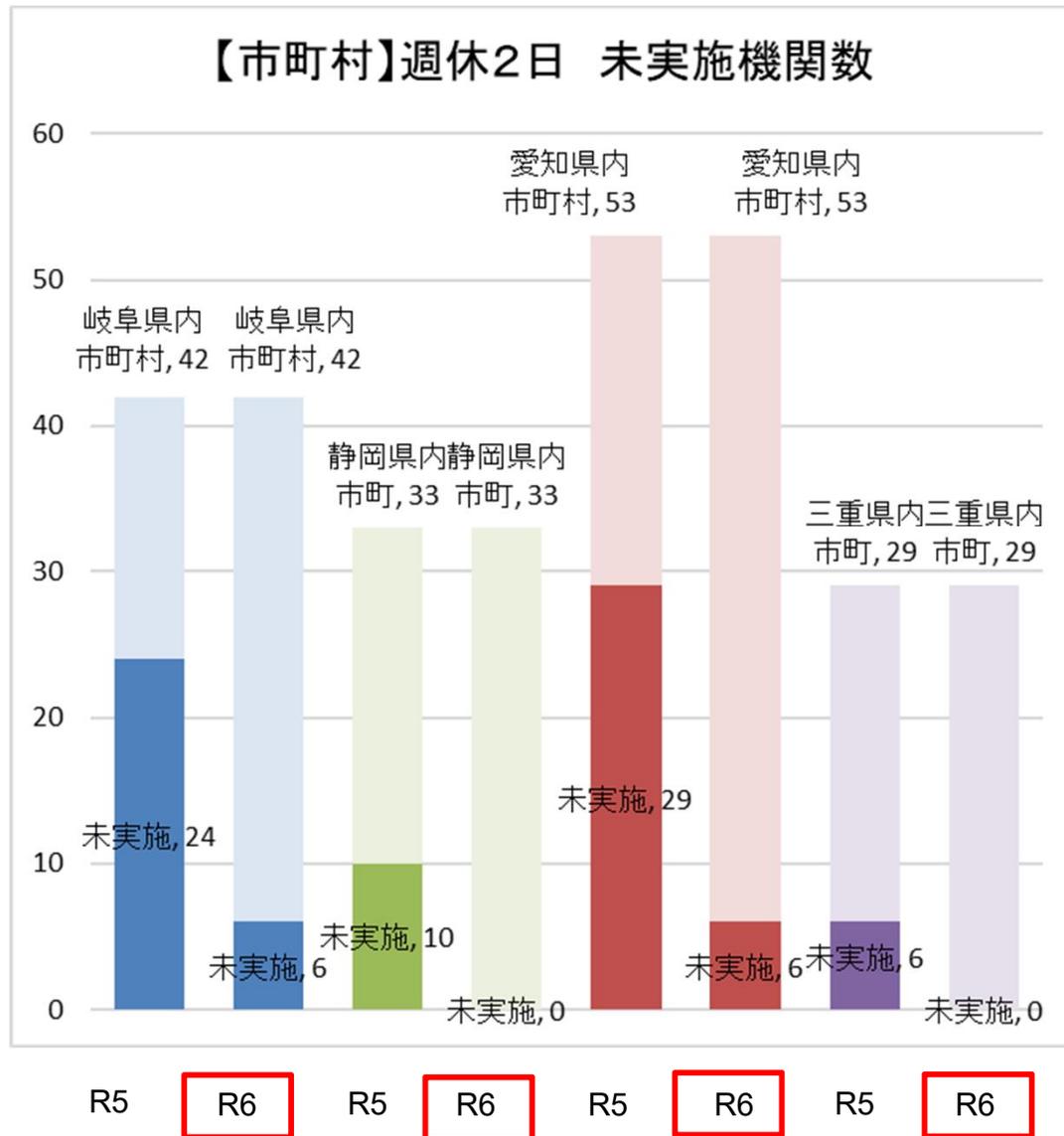
■実績値(R4,R5)と目標値(R6)

県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率		
	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)
北海道	0.91	0.95	1.00	石川県	1.00	1.00	1.00	岡山県	1.00	1.00	1.00
青森県	1.00	1.00	1.00	福井県	1.00	1.00	1.00	広島県	0.95	1.00	1.00
岩手県	1.00	1.00	1.00	山梨県	0.96	1.00	1.00	山口県	1.00	1.00	1.00
宮城県	0.30	1.00	1.00	長野県	1.00	1.00	1.00	徳島県	0.99	0.96	1.00
秋田県	1.00	1.00	1.00	岐阜県	1.00	1.00	1.00	香川県	1.00	1.00	1.00
山形県	0.83	1.00	1.00	静岡県	0.93	0.97	1.00	愛媛県	0.92	0.96	1.00
福島県	1.00	1.00	1.00	愛知県	0.83	0.98	1.00	高知県	1.00	1.00	1.00
茨城県	0.84	0.91	1.00	三重県	1.00	1.00	1.00	福岡県	1.00	1.00	1.00
栃木県	1.00	1.00	1.00	滋賀県	1.00	1.00	1.00	佐賀県	1.00	1.00	1.00
群馬県	1.00	1.00	1.00	京都府	0.98	0.98	1.00	長崎県	1.00	1.00	1.00
埼玉県	0.96	1.00	1.00	大阪府	0.83	0.96	1.00	熊本県	0.79	1.00	1.00
千葉県	0.98	1.00	1.00	兵庫県	1.00	1.00	1.00	大分県	1.00	1.00	1.00
東京都	1.00	1.00	1.00	奈良県	1.00	1.00	1.00	宮崎県	1.00	1.00	1.00
神奈川県	0.96	1.00	1.00	和歌山県	0.66	1.00	1.00	鹿児島県	0.91	1.00	1.00
新潟県	0.92	0.97	1.00	鳥取県	1.00	1.00	1.00	沖縄県	0.69	0.90	1.00
富山県	1.00	1.00	1.00	島根県	1.00	1.00	1.00	全国	0.93	0.99	—

※一部の地域では分母の対象とする工事の見直しを行っており、今後も変更の可能性がある。

【工事】 週休2日工事の実施状況

- 市町村で、週休2日未実施(実施件数が0件)なのは、78⇒69市町村。
- R6年度は、週休2日を進める市町村はさらに進む目標としている。



◇ 市町村で週休2日を進める必要性

国・県・政令市の工事を受注している下請業者が、土日等の週休日に市町村工事に携わる可能性あり。

時間外労働の上限規制の適用を見据えると、建設業全体で週休2日を進める必要あり。

◇ 市町村における週休2日の課題(聞き取り)

- ・経費補正のための予算確保に課題
予算にあわせて、事業量を減らすことになる
- ・施工時期が限られている工事では、週休2日の現場閉所が難しい

R6年度初めに聞いたR6年度目標。目標数字より上昇していることを期待。